

# 参考資料

## 1 用語解説

あ 行	1 一時保護	児童相談所や配偶者暴力相談支援センターにおいて、要保護児童や要保護女子を処遇決定までの間、一時的に保護すること。
	2 医療保険への加入に係る支援措置	DV被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、加害者からの申し出がなくても、被害者からの申請により被害者や同伴者が扶養から外れて、新しい被保険者証を取得できる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。
か 行	3 家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するため創設された組織。家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事と家庭相談員が配置され、児童相談所等との連携のもとに福祉事務所の児童家庭関係業務のうち専門的技術を必要とする業務を担当。
	4 子どもSOS	平成22年度より三島市に設置している児童虐待・DV相談専用の無料電話。
さ 行	5 児童委員	児童福祉法に基づき、市町村の区域に、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣の委嘱により置かれる。民生委員が児童委員に充てられる。その職務は、担当区域の児童・家庭等の実情把握、相談援護、関係機関への要保護児童の連絡、また児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力し、児童や家庭の福祉増進に寄与することなど。
	6 児童虐待防止推進月間	児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。
	7 児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行

さ 行		政機関。必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所、里親委託などの措置を実施。
	8 児童扶養手当	18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもがいる母子家庭・父子家庭等に支給される手当。(所得制限あり)
	9 社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法により制定された、日本で最初の社会福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいのある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。
	10 住民基本台帳の閲覧制限	DV加害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。
	11 女性相談員(婦人相談員)	売春防止法第35条、DV防止法第4条に基づき、都道府県知事又は市長から委嘱され、女性保護事業の中心となって業務にあたる者。
	12 女性に対する暴力をなくす運動期間	女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)までの2週間(11月12日～25日)を運動期間とし、全国的に広報や啓発活動を行っている。
	13 人権週間	世界人権宣言の趣旨と重要性を広く国民に訴えかけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るため、12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)全国的に広報や啓発活動を行っている。
	14 生活保護制度	病気などで働けない時、又は働いても収入が少なく、他の法律や制度によっても生活ができないときに、その世帯の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費の基準より少ない場合に不足分の扶助を受けることができる制度。生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8つの扶助があり、状況により受けられる扶助は異なる。

た 行	15 デートDV	若年層における交際相手からの暴力のこと。DVは大人だけの問題ではなく、中学生、高校生および大学生などの若者間の交際でも起こっており、多くはデート中に起きることから、これを「デートDV」と呼んでいる。
	16 DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、無視・ののしりなどによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力がある。
	17 DV被害者の保護を図るための施策に必要な証明書交付	DV被害者が支援施策（健康保険の脱退、基礎年金番号変更、子ども手当の受給など）を受けの際に必要な各種証明書を県女性センターが交付する。女性相談員による面接相談を受けた者等が対象となるため、本人が市を通して申請する。市は相談内容がわかる書類を添えて証明書の交付を県へ依頼する。
は 行	18 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する法律（DV防止法）	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼす行為に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを目的に制定。
	19 配偶者暴力相談支援センター	DV防止法により規定され、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、保護命令の制度の利用などの各種情報の提供等の業務を行っている。都道府県の婦人相談所等（静岡県では県女性相談センター）がその機能を果たしている。
	20 保護命令制度	DV防止法により定められた被害者保護のため、裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。

は 行	21 母子家庭自立支援給付金	母子家庭の母が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講したり、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する給付金。①「自立支援教育訓練給付金事業補助金」と②「高等技能訓練促進事業補助金」がある。
	22 母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介等一貫した就業支援サービスなどを行う県の施設。県内に4か所あり、近隣では、沼津市に設置。DV防止法の規定による一時保護を現在、又は過去に受けた者は利用可能。
	23 母子福祉資金貸付	母子家庭の母に対し、無利子又は低利子で生活に必要な資金を貸し出す制度。
ま 行	24 三島市子どもを守る地域ネットワーク（三島市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DV被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置している協議会。自治会、民生児童委員協議会、学校、保育園、警察、行政など関係機関の連携強化を図っている。
	25 三島市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法の規定に基づき、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指した市の基本計画。
	26 民事法律扶助制度	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を国が行う制度。「独立行政法人 日本司法支援センター（法テラス）」が業務を行っている。
	27 民生委員	民生委員法に基づき、市町村の区域に、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣の委嘱により置かれる。児童委員を兼ねている。その職務は、住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。